

平成29年11月21日

▼タイトル

高島市職員措置請求（住民監査請求）の監査結果について
（固定資産税の適正な賦課に関する件）

▼内 容

平成29年9月28日に提出された高島市職員措置請求書（固定資産税の適正な賦課に関する件）について、監査を実施した結果を、地方自治法第242条第4項の規定により請求人に通知したので、これを公表します。

▼経 過

平成29年 9月28日 監査請求書受付
平成29年10月13日 監査請求書の受理決定
平成29年11月 2日 請求人および関係職員の陳述聴取
平成29年11月21日 監査結果の通知および公表

▼請求の要旨

家屋の未評価による課税もれ、土地の地目認定誤りによる低額な課税が発生しているため、市長に対し、速やかに適正な賦課を求める。

▼監査の結果要旨

請求人の本件措置請求には理由がないと判断し、これを棄却する。

＜監査委員の判断＞

（1）家屋の賦課について

未評価と主張している家屋は、事実関係を確認した結果、固定資産税が課税されていたため、請求人の主張には理由がないものと判断した。

（2）土地の地目認定について

固定資産税については、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為とそれに先行する一般行政上の行為に区分され、土地の地目認定は固定資産の評価に関する一般行政上の行為であることから、住民監査請求の対象となる違法若しくは不当に公金の賦課を怠る事実には該当する内容とは認められないため、請求人の主張には理由がないものと判断した。

▼監査結果公表文

別添のとおり

（監査結果の請求者の氏名は、伏字に置き換えています。）

▼問い合わせ先

○所 属： 監査委員事務局
○担 当： 日 置
○電話 番号：0740（25）8000 （内線460）
○ファックス：0740（25）8145
○メール：kansa@city.takashima.lg.jp